

- **地域再生の推進のための施設整備に必要な経費**
- **総合特区の推進調整に必要な経費**



内閣府地域活性化推進室

平成26年11月14日

地域再生基盤強化交付金（内閣府地域活性化推進室）

平成27年度概算要求額 502.1億円【うち、新しい日本のための優先課題推進枠96.0億円】

（平成26年度当初予算額451.2億円）

事業概要・目的

○地域再生基盤強化交付金は、「地域再生法」に基づく地方公共団体作成の「地域再生計画」に対する支援措置の1つであり、社会経済情勢の変化に対応して、地域が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するための施策です。

交付金の特徴

①類似施設の一体的な整備計画を認定

・概ね5ヶ年を期間とした地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に基づき、省庁の所管を超えて類似施設を一体的に整備することが可能です。

②手続の一本化が可能

・予算要望や申請書類の提出先を一元化することにより、事務の簡素化が図られます。

③年度間及び施設間の予算融通が可能

・年度内に発生する事業の進捗状況の変化に応じ、次年度以降で予算を融通することや他施設への予算融通も可能であり、弾力的な事業実施が可能です。

事業イメージ・具体例

○地域再生法の規定により、地方公共団体作成の地域再生計画に基づき、省庁の所管を超える2種類以上の施設の一体的な整備に対して支援を行います。

○地域再生基盤強化交付金の対象分野

- ・道（市町村道、広域農道、林道）
- ・污水处理施設（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）
- ・港（地方港湾、第一種・第二種漁港）

対象分野



資金の流れ



期待される効果

- 分野ごとに一体的に取り組むことで、重複投資や効果発現時期の不一致等による無駄を排除します。
- 各事業について連携が取れた予算配分が可能となります。
- 年度途中において、地方の裁量により必要な事業に予算の充当が可能となり、効率的な事業実施につながります。

地域再生作成主体である地方公共団体が行う事後評価等について

- 地域再生計画の作成主体である地方公共団体が、地域の特性等に応じて地域再生計画の目標を自主的に設定している。
- 地方公共団体は、計画期間中に、事業の進捗状況、当該目標の達成状況について確認するよう努めており、その状況について国は毎年調査により把握している。
- 地域再生計画の事後評価は、地域再生計画毎に、計画作成主体が、地域再生計画の内容や実績に基づき、計画期間が終了した後に行い、透明性の確保の観点から、広報やホームページ等を利用して、広く公表するよう努めている。

地域再生計画の評価の結果の公表事例



部署一覧
公共施設
サイトマップ
リンク集

観光・イベント	くらしの便利帳	企業向け情報	よくある質問
			募集情報

地域再生計画（道整備交付金）【宇和島市「自然と歴史文化を尊重し快適に暮らせるまちづくり計画」の事後評価を公表します

■地域再生計画の事後評価の公表

地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画【宇和島市「自然と歴史文化を尊重し快適に暮らせるまちづくり計画」（平成19年3月30日認定）について、計画期間が終了しましたので、同計画第7項の規定により、平成24年12月26日「地域再生計画評価委員会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行いましたので、結果を公表します。

ダウンロード

- [地域再生計画_事後評価\(22KB\)\(PDF文書\)](#)
- [地域再生計画事業目標の検証\(5KB\)\(PDF文書\)](#)
- [アンケート調査結果\(13KB\)\(PDF文書\)](#)
- [施設ごとの概要\(市道\)\(2MB\)\(PDF文書\)](#)
- [施設ごとの概要\(林道\)\(494KB\)\(PDF文書\)](#)
- [地域再生計画評価委員会規約\(4KB\)\(PDF文書\)](#)
- [開催状況写真\(317KB\)\(PDF文書\)](#)

- 宇和島市地域再生計画 事後評価公表ページ
(<http://www.city.uwajima.ehime.jp/www/contents/1358928789661/index.html>)

事後評価調査書(抜粋)

地域再生法に基づく地域再生計画の事後評価

1. 地域再生計画の概要

計画名称	宇和島市「自然と歴史文化を尊重し快適に暮らせるまちづくり」計画
作成主体	愛媛県、宇和島市
計画区域	宇和島市の全域
支援措置	地域再生基金強化交付金（道整備交付金）
認定日等	平成19年3月30日
変更日	平成22年3月23日、平成22年6月30日
計画主旨	宇和島市は、豊かな自然に恵まれ、数多くの文化財、歴史薫る町並み、郷土芸能、独自の文化が大切に保存・伝承されている。しかし、山間部等の周辺地域では、アクセス道路が一路線しかない場合が多く、急峻な地形により整備が遅れているため、交通の障害になっている。そこで、道整備交付金による林道の整備を行い、間伐による森林機能の回復や適正な管理、木材搬出の効率化等の林業振興を図るとともに、集落内の道路整備を行うことで、交流人口を増加させ、地域活性化を目指す。

2. 地域再生計画に記載した目標の達成状況

	目標	目標値	従前値	実績値	目標達成度
目標 1	暮らしやすさの満足度向上	40% → 50%	40%	48%	96%
		(参考：平成18年アンケート調査結果において「満足している」と回答した人の割合40%)			
目標 2	交流人口の増加 (10%の増加)	全体 32.2万人 → 35万人	32.2万人	147万人	420%
		農林水産業を活用したイベント参加者 8.2万人 → 9.0万人			
		うわじま牛鬼まつり、闘牛の観光客 24万人 → 26万人			
目標 3	間伐実施面積の向上	100ha	-	205ha	205%

総合特区制度の概要

先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

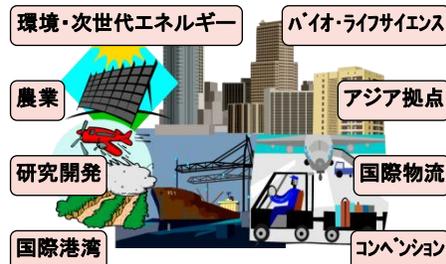
- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 地域からの規制改革等の提案を受け、特区ごとに設置する「国と地方の協議会」でプロジェクト推進に向け協議

2つのパターンの「総合特区」

①国際戦略総合特区

(7特区)

我が国の経済成長の
エンジンとなる産業・機能の
集積拠点の形成



②地域活性化総合特区

(41特区)

地域資源を最大限
活用した地域活性化の
取組による地域力の向上



特例措置・支援措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

(1) 規制・制度の特例措置

- ①個別法・政省令等の特例(例)建築基準法の特例、通関案内士法の特例等
- ②地方公共団体事務について政省令で定める事項の条例委任の特例

(2) 税制上の支援措置

- ①国際戦略総合特区:国際競争力ある産業拠点整備のための法人税の軽減
- ②地域活性化総合特区:地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除

(3) 財政上の支援措置

○各省の予算制度の活用:地域の戦略・提案に基づく総合特区に関する計画の実現を支援するため、各省の予算制度を重点的に活用。

○総合特区推進調整費 (H26予算95億円)

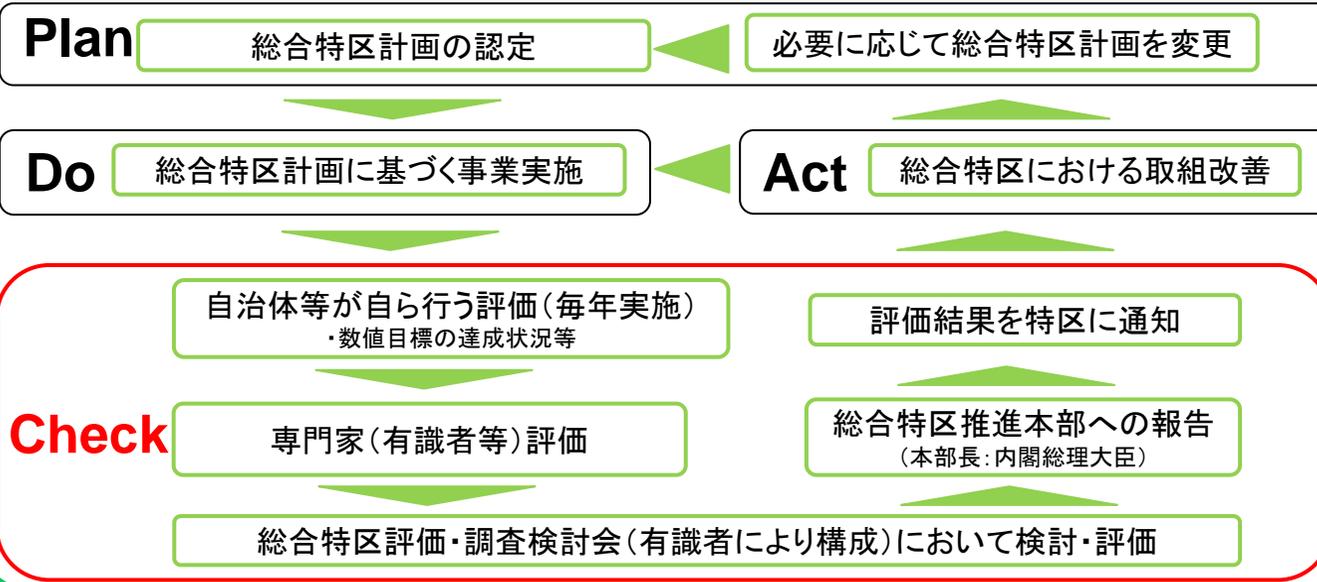
- ・各省の予算制度を活用した上でなお不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完。
- ・地域の主体的取り組みを支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて用途を確定し、関係府省に移し替えて執行。

(4) 金融上の支援措置

総合特区に関する計画に係る事業を実施する者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、総合特区支援利子補給金を支給

「総合特別区域計画」について、成果目標の設定や成果実績の検証が適切に行われているか

○総合特区の事後評価

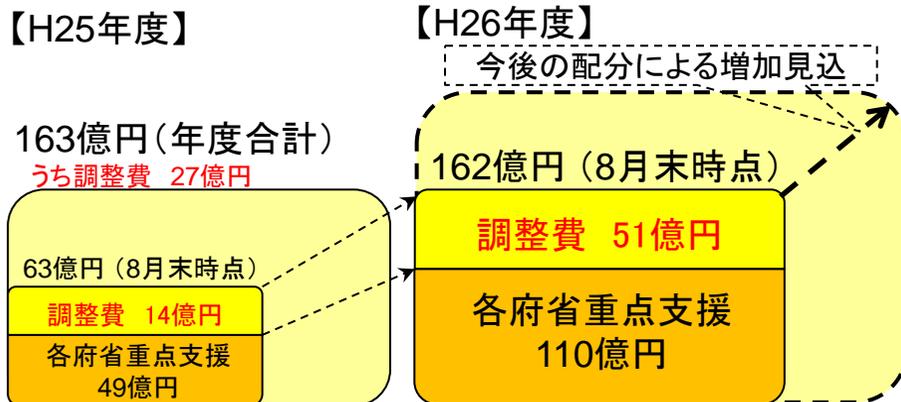


【見直しの事例】

- 専門家の指摘を受け、「企業立地件数」の数値目標を、県全体から特区区域に変更し、特区で実施する戦略との関係性をより明確化するとともに、地域独自の補助事業を追加
- 専門家の指摘を受け、工場用地造成に必要な開発事務所を新たに設置するとともに、専従職員を配置

総合特区の推進調整に必要な経費について、制度趣旨に則った執行がされているか

○財政支援実績(予算ベース)



○内閣府の取組

各府省及び全ての総合特区の指定自治体に制度趣旨を徹底(H26.8)

【受付方針の明確化】

- 調整費を求める要望は、原則、関係府省が予算措置している場合に限り、受け付けることとする。
- ただし、予算編成後や当初予算配分後の事由により本年度に行うことが適当な、特に効果の高い事業の場合は受け付けることとする。
- 前年度以前から国の財政支援を受けている事業に係る本年度の財政支援について、全額調整費を求める要望は受け付けないこととする。